

ホームページOPENしました♪ → <http://imc-sr.jp/>

さいたま市北区益裁町113 ガーデンビューハウス205 TEL 048-871-9868 FAX 048-871-9869

◆H30年4月まで待たなし、 有期契約労働者の無期転換ルール◆ ②

前回は、無期転換ルールとは、「どのようなルールなのか」ということをご紹介しました。今回は、無期転換ルールの具体的な対応と注意点についてご案内致します。

無期転換ルール、まずは何から始めればいいのか？

■有期契約労働者の現状を把握する

- ・現状の有期契約労働者の人数・更新状況
- それぞれの有期契約労働者がどのタイミングで無期転換権を有するのか把握する



- ✓ 最低限の法律の枠の中で対応していく…①△
- ✓ 無期転換ルールを積極的に活用した人材活用をしていく…②△

— ① 最低限の法律の枠の中で対応していく —

無期転換権の対象となる労働者を可能な限り少なくすることを意味するため“無期転換権”が発生する前に雇用を終了させることを考えなければなりません。

有期契約労働者の労働契約は、期間が満了すれば自動的に終了することが原則です。しかし、期間満了によって自動的に契約が終了するという原則に“制約”がかかる場合があります。

■制約がかかる場合とは・・・

- ・期間の定めのない契約と実質的に異なるもの（実質無期タイプ）
例：時期更新手続きを形式的にやっており、特に説明せずに押印だけもらっているなど
- ・雇用継続への合理的期待が認められるもの（期待保護タイプ）
例：「いつか正社員にさせてあげるよ」「君には期待しているよ」と次回も更新されると期待させる

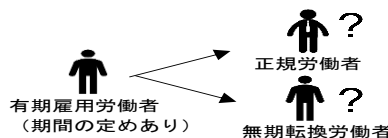
☞期間満了による雇用の終了は認められない

無期転換権を有する前の契約更新時に「今回の更新が最後の更新である」という同意をとることが一応考えられますが、容易ではないと思われます。結局「無期転換ルール」の適用者を『ゼロ』にするには難しいと考えます。

— ②無期転換ルールを積極的に活用した人材活用をしていく —

人材不足が叫ばれる中で、すでに仕事に慣れ効率のいい仕事をするようになっている労働者を「無期契約労働者」もしくは「正社員」へ転換させることは比較的対応しやすいといえます。

【有期契約労働者転換後の雇用形態】



転換後の雇用形態	準備するもの
無期転換労働者へ転換 (期間以外の契約内容はそのまま維持する)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の締結 ・無期労働契約転換申込書 ・無期転換申込受理通知書 ・就業規則
正社員もしくは新たな雇用形態に転換	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の締結 ・選抜試験 ・就業規則

無期転換者用の就業規則は必要ですか？

無期転換就業規則がない場合、無期転換の従業員も正社員と同じ無期雇用ですので、正社員就業規則の適用を主張することができ、正社員に支給される手当や賞与、“退職金制度”の適用を受けることとなります。このようなことが起きないためにも、無期転換就業規則が必要となります。

お気軽にお問い合わせください

社会保険労務士
川本 真由美

- ・助成金申請代行支援
- ・就業規則作成支援



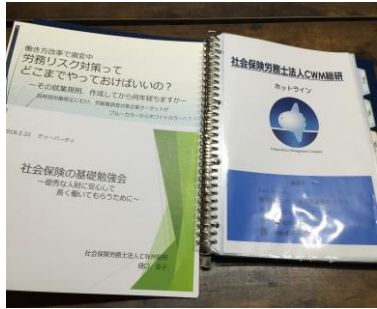
定期研修会ティーパーティを開催しました

去る、2月22日、当法人主催の定期研修会“第4回ティーパーティ”を開催しました。

社会保険労務士法人CWM総研のティーパーティとは？

当法人及びCWM-CFのお客様を対象とした定期研修会です。

毎回、人事・労務関連、社会保険関連、労働法改正や、働き方改革などの時事的なテーマで勉強会を行ないます。“ティーパーティ”としたのは、途中でコーヒーとスイーツを頂きながら、リラックスした雰囲気でお話を聞いて頂きたいと思い名付けました。



今回のテーマは

- ・第Ⅰ部 「社会保険の基礎勉強会」
—優秀な人財に、安心して長く働いてもらうために—
- ・第Ⅱ部 「労務リスク対策ってどこまでやってあげばいいの」
—その就業規則、作成してから何年経ちますか—



「第Ⅰ部」では、社会保険・労働保険の基本的な知識と当法人で配布している「ホットライン」（手続きが必要な事象が発生した時に私どもと

お客様とで手続の流れを一緒に確認するためのテキスト兼帳票類）を使いながら解説しました。

第Ⅱ部では、最近の労務トラブル事例や自社の労務リスクチェックをして頂き、今後の労務管理強化ポイントについて一緒に考えて頂きました。

次回開催日 7月27日（金）

HRサポート定期研修を開催します

開催日時： ■H30年3月30日（金） 10:00~16:00（受付9:45）
■H30年4月25日（水）

場所： プラザノース（さいたま市北区宮原町1-852-1）

- ・第1部 第4セミナールーム
- ・第2部 第7セミナールーム

テーマ： 第1講「どこ行っても大丈夫、ビジネスマナー初級編」

- ビジネスマナーの基本的な考え方 ●挨拶の仕方
- 名刺交換 ●電話対応 など

第2講【Excel=難しい】を【Excel=楽しい】に！！

- この資料はWord?Excel?PowerPoint?
- Excelの基礎知識 ●覚えて楽々！ショートカットキー など

【参加費】 3,000円（CWMのお客様は無料）

ホームページからお申し込み下さい

3/30(金) 4/25(水)	7/27(金)	10:00~16:00	受付9:45
研修費			
研修費			
研修費			